

令和3年第6回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日（金）
午後3時50分から午後5時10分
2. 開催場所 西海公民館 2階講堂
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員 （18人）

会 長	1 番	岩崎	信一郎						
会長代理	2 番	松本	千代治						
委 員	3 番	山口	隆	4 番	谷脇	文弘	5 番	松崎	常俊
	6 番	津口	祐二	7 番	岸本	六郎	8 番	白石	幸憲
	9 番	福田	務	11 番	瀬川	洋子	12 番	浦口	大輔
	13 番	辻尾	政幸	14 番	朝長	久夫	15 番	宮崎	壽治
	16 番	水嶋	政明	17 番	葉山	静子	18 番	知念	近海
	19 番	田中	初治						
5. 欠席委員（1人）

	10 番	葉山	諭
--	------	----	---
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第25号 西海農業振興地域整備計画の変更について
 - 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第27号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第28号 非農地通知の対象とすることの決定について
 - 報告事項 転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：浦野幸征 主査：谷内美佳 主任主事：本田美春
8. 会議の概要

事務局 只今から令和3年西海市農業委員会第6回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中18名で、定足数に達しておりますので総会
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は

会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、11番：瀬川委員、12番：浦口委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。本案の1番と2番は関連した案件でありますので、同時に審議することといたします。また、本案は、18番委員が本人に「代理」している農地の権利の移転の審議に該当する事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

《18番委員退席》

議 長 それでは1番と2番について事務局から説明をお願いします

事務局 議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について「1番」・「2番」について説明いたします。資料は本編の2頁・3頁となります。物件は西海町横瀬郷字辻尾の畑1筆272㎡と同郷字中尾の畑1筆445㎡、計2筆717㎡の申請となります。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は、長年譲り受け人が耕作してきた土地であったが、今般合意が整い、贈与による所有権移転を行うもの、となっております。権利種別は「所有権移転 贈与」となっております。譲り渡し人が登記名義人となっていた申請物件について、実質的に管理をしている譲り受け人への名義変更について申し入れを行ってきた結果、ようやく合意に至り、贈与による所有権の移転を行うこととなったため、今回の申請手続きに至ったと聞いております。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となってい

ます。関係資料は1頁及び4頁から10頁までで、1頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁・8頁に現況写真、6頁・9頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7頁・10頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は申請人の自宅のすぐ隣と約0.5kmの位置にあり、車で約1分のところにそれぞれの申請地がある状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないこと、第3項の各号に該当することから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を13番委員にお願いします。

13番 13番委員です。現地は申請事由にありますように、長年譲り受け人が耕作しておりましたが、登記が出来ていなかったということで、交渉をした結果今回の申請に至ったということです。お互いに同意が取れており、問題ないと思われれますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第23号の1番と2番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番と2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 18番委員、入室してください。
 《18番委員着席》

議 長 続きまして、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第24号農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は12頁となります。物件は物件の所在は、大瀬戸町雪浦下釜郷字中ワラビ川の田・計1筆・462㎡の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。使用目的は「建設資材置場」、移転の事由は「現在の資材置き場が業務拡大により手狭となり増設したい」となっています。権利内容は

「所有権移転・売買」です。本件は令和2年6月総会にて農業振興地域整備計画で除外申請した農地の分となります。添付資料は、11頁および13頁から18頁までで、11頁に位置図、13頁に付近状況図、14頁に現況写真、15頁に字図、16頁に航空写真を添付しています。17頁に被害防除計画書、18頁に土地利用計画図を添付しています。コンクリート製品や砂利・砂などの建設資材置き場として利用する内容となっています。17頁にもどり、被害防除の内容は、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、現状のまま利用する、被害防除措置として土留め工事をする。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、一部法面に土留め工事を施工する、周辺に耕作している農地はなく、特段被害を及ぼす恐れがない。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。河川管理者等との協議内容は雨水等の自然流下のみで、特段被害の恐れはない、となっています。工期は許可日から令和3年8月31日を予定しています。申請地は市道に接し、宅地や雑種地や耕作されていない農地に接した、農業公共投資の対象となっていない孤立した農地と言えますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは8番委員、補足説明をお願いします。

8 番 8番委員です。6月21日、月曜日に地元推進委員と2人で現場確認に行ってきました。申請地は日浦病院の老人ホーム「雪浦エミール」のすぐ隣にあります。15ページにありますように、申請地の隣の40の1は令和3年1月25日の第1回総会で5条の転用について承認済みであります。今回の申請地はこれのすぐ隣の土地であり、なぜ同時に申請しなかったのかは不明ですが、ちょっと遅れて今回の申請となっています。地元建設会社の資材置き場の拡大というのが申請目的ですけど、申請地周辺は別に田畑も無く特段影響はありません。防除計画としても現状のまま使用するということですから、特に問題は無いと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第24号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 24 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 25 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料は 19 頁をお願いします。「議案第 25 号西海農業振興地域整備計画の変更にかかる意見聴取について」は、西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により意見を求められたので意見を求めます、となっております。今回は 3 件・5 筆の申請となっております。内訳は編入分が 2 件 4 筆、除外分が 1 件・1 筆となっております。対象物件の一覧について 20 頁に記載しています。21 頁に各申請地の位置図を掲載しています。各案件について説明します。

1 番について説明します。資料は 22 頁です。物件の所在は西彼町小迎郷字枇杷太郎の畑・3 筆、計 2,923 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、改植事業で、変更の事由は、議案書記載のとおりです。農地法適用条項は「編入」となります。添付資料は、21 頁及び 23 頁から 27 頁までで、21 頁に位置図、23 頁に変更箇所表示図、24 頁・25 頁に現況写真、26 頁に字図、27 頁に航空写真を添付しております。当該申請地は、果樹経営支援対策事業を活用してミカンを改植予定であるが、農用地区域外であるため、事業要件を満たすよう農用地区域への編入申請を行うものです。事務局からの説明は以上です。

議 長 1 番につきまして 15 番委員、補足説明をお願いします。

1 5 番 15 番委員です。6 月 23 日に 10 番委員と地元推進委員とで現地に行き、申請者から経緯をお聞きしました。申請している 3 筆は現在ミカン畑で、地目が畑となっております。特に 27 ページを見ていただきたいのですが、上の方にある 736 番、737 番、および 739 番の上半分は、申請者の代になって、山を開き石垣を積んで段々畑のミカン畑を拡大したという場所です。今回改植するにあたり果樹経営支援対策事業を活用したいということで要件を満たすために、農業振興地域にしたいという希望がっております。なお、当日伺った話では、736 番、737 番、および 739 番の上半分を改植し、739 番の下半分はマルチ事業を予定しているそうです。以上ご審議をお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 25 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 25 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 1 番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議 長 　　続きまして、2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 　　2 番について、資料は 28 頁です。物件の所在は、西彼町鳥加郷字黒木谷の畑 1 筆、1,735 ㎡で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、改植事業で、変更の事由は、議案書記載のとおりです。農地法適用条項は「編入」となります。添付資料は、21 頁及び 29 頁から 32 頁までで、21 頁に位置図、29 頁に変更箇所表示図、30 頁に現況写真、31 頁に字図、32 頁に航空写真を添付しております。当該申請地は、果樹経営支援対策事業を活用してみかんを改植予定であるが、農用地区域外であるため、事業要件を満たすよう農用地区域への編入申請を行うものです。事務局からの説明は以上です。

議 長 　　2 番につきまして、2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番 　　2 番委員です。申請者は現在、農地利用最適化推進委員でありまして、専業でミカン栽培をやっています。一生懸命に取り組む中で、改植事業を行い、規模拡大や内容充実を図りたいということで、今回の申請となっています。先日現地で申請者本人と話をしましたが、こういった改植事業を経て新しい方向に向かって行きたいということで、編入を希望しておられますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 25 号の 2 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 25 号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の 2 番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議 長 続きまして、3 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 3 番について、資料は 33 頁です。物件の所在は、西彼町中山迎郷字高堂の畑 1 筆、1,377 m²の一部 609 m²で、土地所有者及び申請者については議案書記載のとおりです。変更の目的は、グループホームの建築で、変更の事由は議案書記載の通りです。農地法適用条項は「5 条見込」となります。39 頁の被害防除計画書につきましては、本日配布資料と差替えをお願いします。添付資料は、21 頁及び 34 頁から 42 頁まで、21 頁に位置図、34 頁・35 頁に付近状況図、36 頁に現況写真、37 頁に字図、38 頁に航空写真、39 頁に被害防除計画書、40 頁に土地利用計画図、41 頁に平面図、42 頁に立面図を添付しております。39 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、最高で 0.5m の盛土を行う。被害防除措置として、法面を設けその角度を 30 度以内とすることにより被害の発生を防ぐ、とあります。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は水路放流。汚水処理は合併浄化槽、生活雑排水は合併浄化槽処理となっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、理由として、建物を平屋建てで計画し、高さを 5.0m 程度に加減すること、さらに周囲に空き地を設けることにより、日照・通風に配慮した、とあります。農地区分について、申請地は市道や農地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 3 番につきまして、12 番委員、補足説明をお願いします。

1 2 番 12 番委員です。今週の月曜日に地元の推進委員と一緒に、現地を見て参りました。申請地はバイオパークのところから入って、エービーエスのちょっと手前の右側になるところです。申請者は土地の所有者の奥さんで、33 項にありますように、障がい者の就労支援をやっている方ではありますが、事由にも書いてありますように、利用者の方から

グループホーム建設の要望がありまして、今回7名が入居できる規模のものをということで、今回の申請に至ったということであります。建設予定地の周囲には農地は全くなく、周囲に影響を及ぼすということもないと思われ、またこういった施設は今後重要になってくると思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　ただ今、議案第25号の3番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　無いようでしたら、本案について変更することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。よって、議案第25号「西海農業振興地域整備計画の変更について」の3番については、原案どおり変更することに「異議なし」といたします。

議長 　続きまして、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 　資料の43頁をお願いします。「議案第26号農用地利用集積計画の決定について」は農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する、となっています。

44頁は農地利用集積計画集計表で、今回は県公社借入にかかる使用貸借権・賃借権設定の一括方式分、11筆8,859㎡が計上されています。

45頁は県公社借入分の従来分で、今回の申請はありません。46頁は県公社借入分の一括方式分で9者から賃貸借する10筆9,109㎡と1者から使用貸借する1筆750㎡について計上されています。

今回申請があった利用集積の利用集積・配分手続き各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。契約満了分等の再契約10筆の賃貸借契約分と新規分1筆の使用貸借の、計11筆分が今回の集積計画となっています。47頁に申請地2番の一部貸借に係わる資料を添付してあります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 　県公社借入分については、補足説明はありませんので、これより質

疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましても、原案どおり決定することといたします。

議 長 次に議案第 27 号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の 48 頁をお願いします。「議案第 27 号農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので判断を求める、となっております。資料は 49 頁から 54 頁までです。49 頁は従来分の利用配分計画の再配分で、今回の申請はありません。

50 頁は、先ほど 46 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 11 筆に対して、県農業振興公社から「4 者」に対し、賃貸借「5 年」のもの 9 筆、賃貸借「10 年」のもの 1 筆、使用貸借「10 年」のもの 1 筆、合計 11 筆、8,859 ㎡の各筆明細が 50 頁に計上されています。4 者の担い手につきましては、51 頁から 54 頁にそれぞれの経営状況を添付しています。51 頁は 1 番の 1 筆、52 頁は 2 番の 1 筆、53 頁は 3 番から 10 番の 8 筆をそれぞれ賃貸借する内容であります。53 項については年齢 71 歳を 59 歳に修正、世帯員男 2 人を男 1 人に修正をお願いします。54 頁は 11 番の 1 筆を貸借する内容となっております。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1 番の補足説明を 11 番委員にお願いします。

1 1 番 11 番委員です。地主が農業をすることが出来なくなってしまうため、譲り受け人が引き受けて耕作することになりました。譲り受け人

は稲作を大々的にされている方なので、ちゃんと管理して耕作されると思います。よろしくをお願いします。

議 長 続きまして2番と11番の補足説明を5番委員にお願いします。

5 番 5番委員です。先日1番委員と地元の推進委員とで、譲り受け人も一緒に現地を見に行きました。譲り受け人は繁殖牛等を一生懸命にやられている方で、牧草用地にということでした。この周りにも譲り受け人が借りて飼料を作っている畑があり、何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。11番の方は、17番委員と地元の推進委員とで現地を見に行きました。譲り受け人から話を聞き、以前は譲り受け人のお父さんが、この土地を借りて耕作をしていましたが、中間管理機構を通したほうが良いということで、今回の申請となりました。借り受け人は農協で営農指導員をしていましたが、今はジャガイモ作りで一生懸命やっております、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、3番から10番の補足説明を14番委員にお願いします。

14番 14番委員です。6月23日に地元の推進委員さんと、現地の確認に行きました。譲り受け人は大西海枇杷部会の役員もされており、ここでは枇杷を栽培していますが、管理も行き届いており、よく手入れがされていました。この付近では譲り受け人のほか2名の方が枇杷を栽培しています。以上です。

議 長 ただ今、議案第27号についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第27号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第28号「非農地通知の対象とするものの決定について」の通常分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは資料の別冊の1頁をお願いします。「議案第28号非農地通知の対象とすることの決定について」を説明します。

今回は通常分10件・59筆・39,747㎡と同意書分5件・25筆・24,991㎡の合計15件・84筆・64,738㎡について、審議を頂きたいと思えます。まず、通常分の59件について説明します。

物件1番の1筆は西彼町白似田郷の物件で、資料は5頁から9頁です。申請者は西彼町白似田郷にお住いの方です。5頁に申請地位置図、6頁に付近近況図、7頁に対象地の最新航空写真、8頁に字図、9頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地の方ですが、現場到達が困難な場所で、雑木等が茂り山林化しており、利用状況調査、航空写真、周辺地の利用状況調査等参照した結果、特に支障はないと判断しました。

物件2番から5番の4筆は大瀬戸町雪浦小松郷、雪浦河通郷の物件で、資料は5頁および10頁から19頁です。申請者は大瀬戸町雪浦小松郷にお住いの方で、相続物件です。5頁に申請地位置図、10頁に付近近況図、11頁・13頁に対象地の最新航空写真、12頁に対象地の現況写真、14頁から16頁に字図、17頁から19頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、2番・4番・5番は現場到達が困難な場所でした。3番は現地到達しました。4番・5番は6筆からなる筆界未定地内の物件で、周辺が山林化している状況です。それぞれ雑木等が茂り山林・原野化しており、利用状況調査、航空写真、周辺地の利用状況調査及び現地確認により、特に支障はないと判断しました。

物件6番から10番の5筆は西海町七釜郷、大瀬戸町多以良内郷の物件で資料は5頁および20頁から33頁です。申請者は西海町七釜郷にお住いの方です。5頁に申請地位置図、20頁から22頁に付近近況図、23頁から26頁に対象地の最新航空写真、27頁から30頁に字図、31頁から33頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、6番から10番まで現場到達が困難な場所でした。7番は遠方からの写真となりましたが、それぞれ雑木等が茂り原野化しており、利用状況調査、航空写真、周辺地の利用状況調査及び現地確認により、特に支障はない特に支障はないと判断しました。西海町土地改良区の受益地でない旨確認しています。

物件11番・12番の2筆は西海町水浦郷の物件で資料は5頁および34頁から39頁です。申請者は西海町水浦郷にお住いの方で相続物件です。5頁に申請地位置図、34頁に付近近況図、35頁に現地写真36頁に対象地の最新航空写真、37頁・38頁に字図、39頁に航空写真を

添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、11番・12番ともに現場到達が困難な場所でした。11番は遠方からの写真となりましたが、それぞれ雑木等が茂り原野化しており、利用状況調査、航空写真、周辺地の利用状況調査及び現地確認により、特に支障はないと判断しました。西海町土地改良区の受益地でない旨確認しています。

物件13番・14番の2筆は西海町七釜郷の物件で資料は5頁および40頁から46頁です。申請者は西海町七釜郷にお住まいの方と、福岡市城南区にお住まいの方です。5頁に申請地位置図、40頁に付近近況図、41頁・43頁に現地写真、42頁・44頁・45頁に字図、46頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、それぞれ雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは、特に支障はないと判断しました。西海町土地改良区の受益地でない旨確認しています。

物件15番から38番の24筆は西彼町亀浦郷、宮浦郷、中山郷の物件で資料は5頁および47頁から75頁です。申請者は長崎市虹が丘町にお住まいの方で、西彼町に縁のある方です。5頁に申請地位置図、47頁・48頁に付近近況図、49頁から61頁に対象地の最新航空写真及び現地写真、62頁から70頁に字図、71頁から75頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地ですが、ほとんどが現地到達困難な場所でした。半数は遠方からの写真となりましたが、それぞれ雑木等が茂り山林化しており、利用状況調査、航空写真、周辺地の利用状況調査及び現地確認により、特に支障はないと判断しました。

物件39番から41番の3筆は大瀬戸町多以良外郷の物件で、資料は5頁および76頁から79頁です。申請者は大瀬戸町瀬戸東濱郷にお住まいの方で、相続物件です。5頁に申請地位置図、76頁に付近近況図、77頁に対象地の最新航空写真、78頁に字図、79頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、すべて現場到達が困難な場所でした。それぞれ雑木等が茂り山林化しており、利用状況調査、航空写真、周辺地の利用状況調査等で確認し、特に支障はないと判断しました。

物件42番から51番の10筆は西彼町亀浦郷、風早郷の物件で資料は5頁および47頁から75頁、80頁から83頁です。申請者は宗像市自由が丘にお住まいの方で、西彼町に縁のある方です。5頁に申請地位置図、47頁・48頁・80頁に付近近況図、59頁から61頁・81頁に対象地の最新航空写真及び現地写真、62頁・67頁・82頁に字図、71頁・74頁・83頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地に

ついでですが、ほとんどが現地到達困難な場所でした。遠方からの写真となりましたが、それぞれ雑木等が茂り原野化しており、利用状況調査、航空写真、周辺地の利用状況調査及び現地確認により、特に支障はないと判断しました。

物件 52 番から 59 番の 8 筆は大島町の物件で、資料は 5 頁および 84 頁から 95 頁です。申請者は佐世保市黒髪町にお住いの方で、相続物件です。5 頁に申請地位置図、84 頁に付近近況図、85 頁から 89 頁に対象地の最新航空写真、90 頁から 92 頁に字図、93 頁から 95 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地ですが、すべて現場到達が困難な場所でした。それぞれ雑木等が茂り山林化しており、利用状況調査、航空写真、周辺地の利用状況調査等で確認し、特に支障はないと判断しました。

今回申請がありました対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について、聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。西海町土地改良区の受益地でないことも確認しています。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは、1 番の補足説明を 3 番委員にお願いします。

3 番 21 日の月曜日に、申請者と一緒に現地確認に行っていました。事務局からの説明がありました通り、周辺は山林化しており、道の痕跡もほとんど残っていないような状況で、非農地と判断しても問題ないと思われました。以上です。

議長 続きまして、2 番から 5 番の補足説明を 8 番委員にお願いします。

8 番 6 月 21 日に地元の推進委員と一緒に、現場確認に行ってきました。所有者本人は松浦市にお住まいで、電話で連絡を取りましたが、こちらの方には出て来れないということでした。10 項の付近近況図ですが、申請地の 4 番と 5 番は事務局が言われたように道もなく、行くのを断念しましたので確認ができておりません。申請地の 2 番と 3 番はどうか行くことが出来ましたが、雑草が茂り山林化していて、非農地扱いとして問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長 続きまして、6 番、7 番、13 番、14 番の補足説明を 5 番委員にお願いします。

5 番 申請地の 6 番・7 番については、21 日に私と申請者と地元の推進委員とで現地確認に行っていました。1 か所は確認出来ましたが、もう

1 か所は付いて行きながら、どこを走っているのかわからないほどの山の中で、関係者の話では40年以上も耕作されていないということで、何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。13番と14番については隣り合っている土地で、14番の申請者は福岡在住ということで来ることが出来ませんでした。13番の申請者がよく知っているということで、一緒に立ち合いをしてもらいました。長年耕作されておらず、将来的にも耕作することが出来ないということで、何も問題ないと思われまますのでよろしくお願いします。

議 長 続きまして、8番から10番と39番から41番の補足説明を14番委員にお願いします。

1 4 番 14番委員です。6月21日に地元の推進委員2名と申請者と一緒に4人で現地確認に行つて来ました。申請地の8番・9番は以前みかんを作っていたということですが、それも30年以上前のことで、現在は雑草が生い茂り山林化していました。それと申請地の10番につきましては以前は水田でしたが、ここも30年ほど耕作がされておらず、雑草が生い茂り山林化していました。そのため非農地扱いをして問題ないものと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、11番と12番の補足説明を19番委員にお願いします。

1 9 番 昨日、地元の推進委員さん2名と一緒に現地を確認に行きました。申請地12番は現地に行つてみますと、山林どころではなくこの辺一帯がすべて大木になっており、手の付けようがないような状況でした。申請地の11番は少し手を入れたら耕作できるような感じでしたが、近くの人にお話を聞きますと、そこを耕作されていた方が亡くなって、その息子さんは遠くに行つてどこにいるかわからないという状況ですので、非農地扱いとしても問題ないと思います。以上です。

議 長 続きまして、15番から38番と42番から51番の補足説明を12番委員にお願いします。

1 2 番 12番委員です。今週月曜日に地元推進委員2名と一緒に、行けるところは現地確認して参りました。15番から38番の申請者は長崎在住で週末に魚釣りに来るぐらいで実家には誰も住んでいない状況です。農地は家の前に家庭菜園をしている程度で、農地はすべて20年以上耕作されておらず、山林化している状況です。それから42番から51番の申請者は福岡の宗像に在住で、実家にはお母さんが一人でお住まいですが、高齢でとても農作業はできないようです。ここもご主人が亡

くなられた後、耕作されなくなっても 20 年以上が経過しており、すべて山林化している状況です。写真を見ていただければ分かるかと思いますが、49 項の 15 番・16 番、この 2 筆が唯一道路から見えるぐらいです。50、51 項は到達不可能で、52、53 項も同様です。54 項も航空写真で確認できるのみです。55 項は亀浦の民家のすぐ裏手にありまして、もうすでに竹藪になっていて周囲に農地もありませんので、問題ないかと思えます。59 項の申請地 42 番については、もともと水田であり、山林化こそしていませんがとても農地に戻るような状態ではありません。61 項は亀浦の墓所に隣接する農地ではありますが、竹藪となり山林化しています。71 項にも申請地がありますが、それぞれ航空写真でしか現地が確認できないような状況で、非農地扱いとして問題ないと思えます。72・73 項の申請地も同様であります。以上です。

議 長 続きます、52 番から 59 番の補足説明を 16 番委員にお願いします。

1 6 番 16 番委員です。6 月 22 日に地元推進委員と現地確認に行きまして、事務局からの説明の通り、到達不能地点が結構ありまして、確認できたのは申請地 55・58・59 番のみでした。いずれも大きな木が茂っておりました。57 番には道は見つきましたが、行けるような道ではありませんでした。52・53・54・56 番については航空写真でしか確認することが出来ませんでした。以上、よろしくお願いします。

議 長 残り 39 番から 41 番の補足説明を、14 番委員お願いします。

1 4 番 14 番委員です。6 月 23 日に申請人に電話をして現地立ち合いをお願いしましたが、高齢のため行けないということで、地元の推進委員と行くことにしました。以前は畑だったところで途中まで行きかけましたが、木々が茂っており、行きつくことが出来ませんでした。非農地として問題ないと思えます。以上です。

議 長 ただ今、議案第 28 号「非農地通知の対象とするものの決定について」の通常分について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 28 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の 1 番から 59 番については非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第 28 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは資料の 96 頁・97 頁をお願いします。「議案第 28 号非農地通知の対象とすることの決定について」（同意書分）を説明します。今回、申請者の方は 5 件、25 筆 24,991 m²となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、平成 30 年度の農地パトロール（利用状況調査）において、B 分類、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地として判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、5 月 18 日から 6 月 11 日に受け付けた分の非農地通知同意書を提出いただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件 1 番から 24 番の 24 筆は西彼町の物件で、25 番の 1 筆は大瀬戸町の物件です。資料は 98 頁から 109 頁までです。申請者は西彼町にお住まいの方々と大瀬戸町にお住まいの方です。

98 頁に西海市管内図、位置図の配置図資料を添付しました。赤枠内の番号「配置図 1」から「配置図 4」が航空写真配置図の頁番号と連動しています。配置図番号の横の丸囲み数 99 から 102 が資料の頁番号と連動しています。99 頁から 102 頁に航空写真配置図を添付しています。赤枠内の番号「1」から「7」が航空写真の番号「1」から「7」と連動しています。103 頁から 109 頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号で、その下の数値は申請対象地の地番です。例えば 96 頁の申請地「1 番」申請地番「3584 番 1」の地図等の「西彼 1」について、98 頁の配置図 1、丸囲み数「99」が 99 頁の航空写真配置図の赤枠「1」と 103 頁の西彼町小迎郷 1 の航空写真の「No. 1」、「3584-1」に、それぞれ対応しています。

対象地は大字順に、西彼町から大瀬戸町へと展開していく内容となっています。

申請地について、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化及び原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。以上、同意書分 5 件、25 筆、24,991 m²について審議をお願いします。当月分の累計として 97 頁の下段に計 841 筆、64,738 m²と記載しております。

事務局からの説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案 28 号の同意書分 1 番から 25 番について説明がありました。

　　これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

1 1 番 　　11 番委員です。通常分と同意書分の違いを説明してください。

議 長 　　事務局お願いします。

事務局 　　説明いたします。通常分は一般的な非農地通知の申請でありまして、非農地であることの審査を申し出るものであります。これに対して同意書分は、過去に農地利用状況調査等で B 判定、つまり農地に戻らないような荒廃農地であると判定した農地に対して事務局から同意文書を発出しています。これに対して同意の回答があったものを取りまとめて議案としたものが同意書分となります。以上です。

議 長 　　他に何かご意見等ございませんか。

　　《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

　　《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 28 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の 1 番から 25 番については非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　以上で議案審議は終了しました。

議 長 　　次に報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　報告事項の説明を行います。資料は 110 頁から 131 頁となります。今回は農地転用許可不要案件届 3 件について報告します。110 頁は許可不要案件の位置図です。まず 111 頁の農地転用許可不要案件届 1 について説明いたします。本件は携帯電話用無線基地局の設置を目的としたもので、申請地は西彼町亀浦郷字土井ノ浦の畑、1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 1,159 ㎡のうち 4 ㎡を携帯電話無線基地局用地として使用する申請となっています。工期は令和 3 年 7 月 1 日から同年 7 月 31 日を予定しています。

関係資料は 110 頁及び 112 頁から 117 頁までで、110 頁に位置図、112 頁に付近近況図、113 頁に現況写真、114 頁に字図、115 頁に航空写真、116 頁に土地利用計画図・平面図、117 頁に立面図を添付しています。

次に 118 頁の農地転用許可不要案件届 2 について説明します。1 と同じく携帯電話無線基地局の設置を目的としたもので、申請地は大瀬戸町瀬戸下山郷字前田の畑、1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 2,323 m²のうち 4 m²を携帯電話用無線基地局用地として使用する申請となっています。工期は令和 3 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日となっています。関係資料は 110 頁及び 119 頁から 124 頁までで、110 頁に位置図、119 頁に付近近況図、120 頁に現況写真、121 頁に字図、122 頁に航空写真、123 頁に土地利用計画図・平面図、124 頁に立面図を添付しています。

次に資料の 125 頁をお願いします。農地転用許可不要案件届 3 は西海町中浦北郷における駐車場用地の造成分となります。令和 3 年 6 月 14 日付で農地転用許可不要案件届出があり、事後報告案件となっております。申請地は西海町中浦北郷字流矢の畑、1 筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積 633 m²のうち駐車場用地として 195 m²を造成した内容となっています。関係資料は 110 頁及び 126 頁から 131 頁までで、110 頁に位置図、126 頁に付近近況図、127 頁に現在の現況写真、128 頁に字図、129 頁に航空写真を添付しています。130 頁に被害防除計画書、131 頁に土地利用計画図、平面図を添付しています。130 頁にもどり申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する、となっています。被害防除措置または被害発生の恐れがない理由として、現状のまま利用し、駐車部分に砂利を敷設する、また、自己所有地内で対応するため、周辺に被害を及ぼす恐れはない、とあります。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水処理、生活雑排水はなし、舗装を行わず、砂利を敷設し、自己所有地内で対応するため、被害発生の恐れはない、となっています。周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、自己所有地内にて対応し、構築物を設置しないため、被害発生の恐れは無いとなっています。報告事項の説明は以上です。

議 長 ただ今の報告について、皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 以上で全ての審議は終了しました。
 皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 無いようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

来月の総会は

日時 令和3年7月28日(水) 午後1時30分から

場所 西海公民館2階講堂

代理 長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。これもちまして西海市農業委員会第6回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和3年6月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人